

## 【Q&amp;A】沖縄県社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（障害児者福祉施設）

NO	項目	質問内容	回答
1	協議対象	協議対象事業募集要項の2の(7)の「過去3年間の法人の決算において損失が発生していないこと」について、過去3年間の1年目だけ役員退職に伴う特別損失を計上したため当期純損失が発生したが、その後2年間は利益を確保している。この場合は、協議対象とできないか。	協議対象とすることはできません。 審査にあたっては、資金計画の見通しや現有資金の有無やその後の運営に支障がないか等が重視されるため、損失を3年間発生させていない法人を対象としているところです。
2	協議対象	「過去3年間の法人の決算において損失が発生していないこと」とあるが、開所してまもなく決算を迎える為、当然赤字になるが、その理由だけで募集要件として満たさなくなるのか？	協議対象とすることはできません。 審査にあたっては、資金計画の見通しや現有資金の有無や安定的に運営が可能か等が重視されるため、損失を3年間発生させていない法人を対象としているところです。
3	協議対象	事業の審査項目の「(6) 地元住民への説明会等により地域の理解を得られること。特に地元自治会等地元の代表者には、事業計画を説明の上、承諾を得ること」について、根拠を説明してほしい。	厚生労働省通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」の「3 整備方針について(2) 留意すべき事項について」の「キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること」を根拠にしているところです。 なお、障害者施設のみならず、介護施設や保育施設においても、日照や騒音、交通量の問題等があることから、補助事業により整備される施設については、地域の理解は必要であると考えております。
4	対象事業	既設である建物の老朽化による建替えの補助金の場合、選択として創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備等の中の「創設」で良いか。	建替えの場合は、「改築」に該当します。